

令和3年度第1回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和3年10月22日（金）午前9時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 田中としかね 野本章平 堀正孝
杉原政伸

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主査 宇津木利弘

総務部総務課情報公開・法務担当主任 坂本秀明

総務部総務課情報公開・法務担当主事 松原可奈子

保健衛生部・文京保健所健康推進課長 渡部雅弘

保健衛生部・文京保健所保健サービスセンター所長 阿部英幸

保健衛生部・文京保健所新型コロナウイルス感染症担当課長 野苺家貴之

企画政策部情報政策課長 日比谷光輝

欠席者：（委員）島川健治 佐々木浩平

1 開会

○総務課長 本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和3年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。

また、本日発言する際は、挙手していただきまして、進行者から指名させていただき、その後マイクのミュートを解除してご発言いただくという流れでお願いしたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

本日は、島川委員、佐々木委員がご欠席です。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数は満たしており、有効に成立しておりますことを併せてご報告させていただきます。

また、皆様には、7月に委嘱状をお送りさせていただきましたが、審議会の委員につきまして、ご就任を快諾いただきましてありがとうございます。

本日は、任期初めての審議会です。後ほど、会長及び副会長の選出をお願いいたしますが、それまでの間、私が司会を務めさせていただきます。

申し遅れましたが、総務課長の久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員・職員の紹介

○**総務課長** 次に、本日が今期初めての顔合わせとなりますので、委員の皆様方と事務局の職員を紹介させていただきたいと思います。お手元に委員名簿をお送りさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。委員名簿の順にご紹介をさせていただきますので、挙手していただければと思います。

学識経験者の内山委員です。よろしくお願いいたします。

人権擁護委員の二瓶委員です。よろしくお願いいたします。

学識経験者の後藤委員です。よろしくお願いいたします。

区議会代表の田中委員です。よろしくお願いいたします。

労働組合代表の野本委員です。よろしくお願いいたします。

町会代表の島川委員、企業代表の佐々木委員は、本日ご欠席です。

公募委員の堀委員です。よろしくお願いいたします。

公募委員の杉原委員です。よろしくお願いいたします。

次に、事務局です。

○**総務部長** 総務部長の吉岡です。よろしくお願いいたします。

○**総務課長** 総務課長の久保です。よろしくお願いいたします。

総務課情報公開・法務担当主査の宇津木です。

担当職員の坂本です。

同じく担当職員の松原です。

それでは、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

3 総務部長挨拶

○**総務課長** それでは、吉岡総務部長からご挨拶を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○**総務部長** 改めまして、おはようございます。総務部長の吉岡です。この度は、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員にご就任いただきまして、ありがとうございます。

当審議会は、情報公開制度と個人情報保護制度について、ご審議をいただく場です。情報公開制度は、区政情報をできるだけオープンにし、区が説明責任を全うし、区民参画や公正で開かれた区政を実現することを目的としております。

また、個人情報保護制度は、行政内部での個人情報の取扱ルールを定めるとともに、自己の個人情報をコントロールする権利を定めることで、基本的人権の擁護と信頼される区政を実現することを目的としております。

いずれも、区政運営を支える大変重要な制度であり、適正な運用が求められているものです。

なお、個人情報保護制度については、今後、全国的な共通ルールにより運用が始まる予定となっております。区においても、引き続き情報公開制度及び個人情報保護制度の検討を進めていくとともに、委員の皆様から様々なご意見をいただき、更に適切に制度を運用してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

4 正・副会長の選出

○総務課長 続きます、会長・副会長の選出です。当審議会におきましては、審議会条例第5条の規定により、正・副会長を互選いただくことになっております。

まず、会長ですが、いかがいたしましょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 後藤です。この審議会の会長をこれまで務めていただき、大変この分野についてご知見も深くていらっしゃる内山委員に是非お願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 ただいま会長に内山委員とのご意見がございましたが、皆様、よろしいでしょうか。挙手で確認させていただければと存じます。

(全員挙手)

○総務課長 ありがとうございます。それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出ですが、こちらはいかがいたしましょうか。

○内山会長 それでは、会長に指名していただきました、内山から発言させていただきます。

副会長は、従前どおり二瓶委員にお願いさせていただくのはいかがかとご提案させていただきます。

○総務課長 ただいま副会長に二瓶委員とご指名がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(全員挙手)

○総務課長 ありがとうございます。それでは、副会長に二瓶委員が選出されました。

早速ですが、内山会長からご挨拶をお願いいたします。

○内山会長 内山です。先ほどご紹介がありましたように、情報公開も個人情報保護も行政にとってはとても重要な基盤となる制度であり、民主主義の根幹を支える制度であるとも思っております。

また、個人情報保護につきましては、法制度が改正されて、過渡期にわたることになるかと思っております。この審議会の趣旨を十分に理解していただけるように、各委員のお力をお借りして会を運営させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして、二瓶副会長からご挨拶をお願いいたします。

○二瓶副会長 人権擁護委員の二瓶と申します。微力ながら務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○内山会長 どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、この後の進行は、内山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内山会長 それでは、審議に入ります前に、任期初めての審議会ということですので、審議会の運営等について、事務局からご説明をしていただきたいと思います。お願いいたします。

○総務課長 それでは、私からご説明させていただきます。

まず、当審議会の会議ですけれども、傍聴を認めております。今後もこのような取扱いとしてまいりたいと存じます。

また、今回初めてですが、オンライン開催の際の傍聴者につきましては、事前にお申込みをいただいた上で、名前を「傍聴者」と表示していただくこととしてございます。

また、会議録については、話し言葉等を若干整理した上で、発言された内容はほぼそのままの形で、ホームページ上で公開をしてございます。

なお、会議録を作成する関係もございまして、本日の会議は、録画をさせていただいております。

今後も、審議会につきましては、録画又は録音ということで対応させていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

会議録の手順ですけれども、各審議会が終了しましたら、その後に会議録（案）を作成いたしまして、それが出来次第、皆様に郵送などの手段によりご確認いただいた後に公開させていただきたいと存じます。

私からの説明は、以上です。

5 議事

○内山会長 発言は、聞こえていますか。

○総務課長 大丈夫です。

○内山会長 それでは、本日の審議に入らせていただきます。本日は2件の諮問をいただいております。事務局から諮問事項の説明をお願いいたします。

○総務課長 会長からお話がありましたとおり、本日は、諮問が2件ございます。いずれも、特定個人情報保護評価における重点項目評価の第三者点検に関する内容になります。

本日審議をする上での資料の説明等ですが、お手元の資料の下隅に通し番号がございますので、その番号にて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、私から特定個人情報保護評価の概要を説明させていただきます。

資料第1-1号、3ページをご覧ください。中身は、4ページ以降になります。

こちらは、昨年度、住民基本台帳関係事務に係る全項目評価書の第三者点検を行った際にご説明申し上げたところですが、今回、改選後初めての審議会ですので、改めて事務局から説明させていただくものです。

まず、4ページ上のスライドをご覧ください。こちらの上から三つ目「特定個人情報保護評価の内容」をご覧ください。

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。

次に、特定個人情報保護評価の対象ですが、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が対象となっております。特定個人情報ファイルとは、5ページの下のスライドに記載してございまして、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を指すものです。

なお、職員の人事・給与等を記録した特定個人情報ファイル、紙ファイルなどの手作業処理用のファイル、対象人数総数が1,000人未満の事務につきましては、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられてはおりません。

次に、特定個人情報保護評価の実施手続です。資料は、7ページになります。7ページの下のスライドをご覧ください。

まず、各評価機関において、しきい値の判断を行います。しきい値とは、対象人数、取扱者数、重大事故の有無、これらの3項目を基に、特定個人情報保護評価書のレベルを判断する指標です。このしきい値による判断に応じて、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価を行い、個人情報保護委員会への提出を経て、公表を行うという流れになります。

なお、全項目評価については、パブリックコメント及び第三者点検が義務付けられています。本区におきましては、全項目評価のほか、重点項目評価につきましても、義務付けはございませんが、第三者点検を実施することとしてございます。

次に、第三者点検についてです。資料は、10ページをご覧ください。10ページの下のスライドです。地方公共団体などが第三者点検を受ける際は、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則となっております。

なお、本区では、個人番号制度の導入時に、文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会を設置し、第三者点検を実施いたしましたけれども、その後、本審議会において点検を行うこととさせていただいていております。

点検に当たっては、個人情報保護委員会における全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができると示されており、今回の審査に当たり、主な確認ポイントを事務局で整理させていただいたものが13ページの資料第1-2号となりますので、参考にいただければと思います。

ここまでの、特定個人情報保護評価の概要です。

○内山会長 ここまでのご説明について、何かご質問があれば頂戴させていただきます。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○内山会長 それでは引き続き、諮問第1号について説明をいただきます。

○総務課長 まず、諮問第1号について、説明のため、所管課の職員が同席いたしますので、私から紹介させていただきたいと思っております。

渡部健康推進課長です。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長 健康推進課長の渡部です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 保健サービスセンターの阿部所長です。

○保健サービスセンター所長 保健サービスセンター所長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 情報システムの所管課から、日比谷情報政策課長です。

○情報政策課長 情報政策課長の日比谷と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、私から簡単に諮問案件についてのご説明をさせていただきます。所管課から重点項目評価書についての説明を併せて行うという流れでご説明させていただきます。

まず、資料の1ページをご覧ください。諮問書の写しでございます。諮問の趣旨4行目からです。健康増進法による健康増進事業に関する事務について、健康増進法及び番号法の一部改正に伴い、個人番号を用いた情報連携を行うため、新たに特定個人情報を取り扱うこととなったものです。しきい値判断の結果、重点項目評価書を作成することになったため、その適合性及び妥当性について貴審議会のご意見をお伺いするというものです。

それでは、所管課から重点項目評価書の詳細について、説明をお願いいたします。

○健康推進課長 健康推進課長の渡部です。よろしくお願いいたします。音声は、大丈夫でしょうか。

それでは、私から、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報保護評価について、ご説明いたします。

健康推進課から事務の流れや特定個人情報の取扱い等についてご説明した後、情報政策課長からシステムや情報連携に関する内容についてご説明いたします。

資料は、15ページから順にございます。

まず、厚生労働省が進める、国民・患者が自身の保健医療情報についてマイナポータル等を用いて電子記録として把握するための仕組、いわゆるPHR、パーソナル・ヘルス・レコードにつきまして、令和4年6月のデータ標準レイアウトの改版に伴いまして、健康増進法による健康増進事業がマイナンバーの情報連携対象事務となることから、新たにマイナンバーを取り扱うこととなりました。

これにより、後ほどご説明する各種検診の結果について、マイナポータル上で各個人が確認できるようになるとともに、転居した場合でも、転出先自治体へ引き継ぐことができるようになります。

令和4年6月から始まる情報連携に係るシステム改修を令和4年1月から行うことを予定しているため、システム改修に先立ち、特定個人情報保護評価を行うものです。

事務の流れについて、資料に沿ってご説明させていただきます。資料15ページをご覧ください。評価書名は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務、担当部署は、健康推進課及び保健サービスセンターですので、評価実施機関名は、文京区長となっております。

なお、評価書内にセキュリティ上のリスクがある部分はないため、非公開とした部分はござい

ません。

資料の17ページにお移りください。健康推進課では、健康増進法による健康増進事業として、五つのがん検診のほか、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査を実施しております。

また、保健サービスセンターでは、骨粗しょう症健診を実施しており、これらの検診をがん検診システムで管理しております。今回のマイナンバーとの連携は、このがん検診システムとなり、特定個人情報ファイル名は、健康増進情報ファイルです。個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携に係る根拠法令は、記載のとおりです。

続きまして、資料19ページにお移りください。「Ⅱ しきい値判断項目」をご覧ください。

対象人数については、資料17ページの事務の概要を併せてご覧ください。各検診によって対象者の年齢設定や条件が変わっております。

大腸がん、肺がん検診及び胃がんのエックス線検査は、40歳以上の方、胃がん検診の内視鏡検査は、50歳以上の偶数年齢の方でエックス線と選択ができます。

また、子宮がん検診は、20歳以上の偶数年齢の女性、乳がん検診は、40歳以上の偶数年齢の女性となっています。

次に、歯周疾患検診は、30歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方と76、81歳の方、また、肝炎ウイルス検査は、40歳以上の方で、初めて検査をする方又は医師が必要と認めた方、骨粗しょう症健診につきましては、20歳から70歳までの5歳ごとの年齢の女性を対象としております。

しきい値判断における対象人数の考え方は、実人数によるカウントとなっております。対象者年齢が一番多いのは子宮がん検診で、20歳以上の偶数年齢の女性となっておりますが、翌年度に本年度奇数年齢であった方も対象となるため、20歳以上の女性全てを対象者として算定すると、令和3年4月1日時点での子宮がん検診の対象者は、10万972人となります。

また、他の検診の対象となる方もいますけれども、文京区の人口が約22万6,000人であり、30万人を超えることはないことから、対象人数は、10万人以上30万人未満となるものです。

次に、特定個人情報ファイルの取扱者数ですが、本年4月1日時点の検診担当の健康推進課保健系の職員は、会計年度任用職員を合わせまして7人、また、骨粗しょう症健診事業に従事する職員は、保健サービスセンターで32人ですので、合計39人となることから、取扱者数は、500人未満となっております。

最後に、過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故は発生しておりません。

以上のことから、「Ⅲ しきい値判断結果」として、本事務は、基礎項目評価及び重点項目評価を実施することとなったものです。

では、ここから、本事業に関する具体的な事務の流れについて、システムの機能とともにご説明いたします。

資料 27 ページをご覧ください。本ページに記載の 1 の②事務の内容及び 2 のシステム 1 の②システムの機能を中心にご説明いたします。

がん検診システムは、令和元年度から稼働し、システムにて受診情報の管理等を行っております。

また、胃がん内視鏡検査、子宮がん検診、乳がん検診については、受診券を区が作成し、5 月下旬に個別送付するため、受診履歴の確認、検診対象者の抽出、受診券の出力等を行っております。

なお、大腸がん検診、肺がん検診、胃がんのエックス線検診につきましては、毎年受診可能であることから、医療機関に受診票を備え付けておくことで、受診券は、不要としております。

検診は、地区医師会へ委託して実施しております。検診が始まりますと、月ごとに各医師会等から請求書と受診結果票が送付されてきます。検診の委託費の支払をするとともに、検診結果をがん検診システムへ入力いたします。

なお、一部の検診において、検診結果データのパンチ委託も行っております。

この作業を毎月繰り返し、がん検診システムに受診券の発送履歴と検診の受診履歴が蓄積され、国や東京都へ報告する統計データとして数的に処理されるほか、受診券を紛失した方の再発行や、ご本人からの受診履歴の確認の問合せに対応しております。

次に、歯周疾患検診ですが、がん検診と同じく、検診対象者をシステムで抽出し、受診券を個別送付しています。検診は、地区歯科医師会へ委託して実施しております。受診結果票の集計やシステムへの入力作業は、がん検診と同様の流れで行っております。

次に、肝炎ウイルス検査ですが、40 歳の方、40 歳以上で一度も検査を受けたことがない方又は健診の結果、医師が必要と認めた方に血液検査を行っております。こちらも、地区医師会へ委託して実施しており、受診結果票の集計やシステムへの入力作業は、がん検診と同様の流れで行っております。

最後に、骨粗しょう症健診です。20 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの女性が対象で、対象者を抽出して受診券を送付するのではなく、希望者が事前申込みの上、受診いたします。区役所 3 階の健康センターで実施しております。現在は、受診結果を紙カルテで管理しており、システム化

していない事務ですけれども、システム改修により受診結果を電子化することを予定しております。

以上が、各種検診の事務の流れとなります。

続きまして、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」についてご説明いたします。資料31ページをご覧ください。

「④記録される項目」について、個人番号のほか、氏名、性別、生年月日、住所の基本4情報、健康・医療関係情報を保有します。各種検診の記録項目の詳細については、39ページから45ページまでに記載しております。保有開始日については、システム改修開始時期の令和4年1月を予定日として記載しております。

32ページをご覧ください。「3. 特定個人情報の入手・使用」についてです。住民記録情報を戸籍住民課から、前住所地での検診結果を他の自治体から、検診結果を委託先の検診実施医療機関から、対象者の特定作業を行うことを目的として、それぞれ市内連携システム、情報提供ネットワークシステム、紙で入手いたします。

33ページをご覧ください。「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、がん検診システムの保守・改修業務及び情報提供ネットワークシステムへ登録する副本データの作成を行う検診データ標準化対応保守委託の2件をいずれも株式会社両備システムズへ委託しております。委託先におけるリスク対策については、後ほどご説明いたします。

34ページをご覧ください。「5. 特定個人情報の提供・移転」について、冒頭申し上げたとおり、情報提供ネットワークシステムを介して、健診結果情報を他の市区町村へ提供することとなる旨、記載しております。

35ページをご覧ください。「6. 特定個人情報の保管・消去」についてですが、文京区では、健康増進情報ファイルを磁気ディスクで複製しており、サーバ室に保管しております。サーバ室への入室は、入退室カードの利用申請を行った上で、カードを用いて入退室を行います。

また、サーバ室内は、防犯カメラによって記録しております。バックアップデータについては、データセンターにて保管しております。

続きまして、「Ⅲ リスク対策」についての説明に移ります。資料は、47ページをご覧ください。

まず、「2. 特定個人情報の入手」におけるリスク対策についてです。対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容としましては、最新の住民情報を管理している既存住基システムより情報の移転を受けており、基準日時点で文京区に住所を有している対象者について、対象外

の住民の情報入手が発生しないよう、届出期限である14日を経過した頃に対象者を抽出しております。

また、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容としましては、①受診票の記載項目を必要最小限とし、受診に不要な書類等は受理しないこと、②がん検診システム上において、検診に必要な情報のみが取り込まれる仕様となっております。

その他のリスクに対する措置として、健診結果登録処理時は、ダブルチェック体制を取ること、受診券は、住民票上の住所地以外へは、原則として、送付しないこと、システム利用は、ユーザID、パスワード、指紋による認証としていること、マイナンバーは、実務上使用しないため、システムの画面上では非表示設定とする対策などをとっております。

次に、「3. 特定個人情報の使用」におけるリスク対策について、がん検診システムの稼働するLANは、インターネットや情報系LANとネットワークが分離しており、外部から侵入できません。

また、がん検診システムにおいては、個人番号の照会・検索権限は付与されておらず、画面上表示されない仕組みとなっております。

次に、48ページをご覧ください。先ほどの説明と重複するところもございますけれども、権限がない者によって不正に使用されるリスク対策として、システム利用は、ユーザID、パスワード、指紋による認証とし、認証後のユーザ利用権限を必要最小限に制限することで、不正利用が行えない対策を行っております。

その他、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクや従事者が事務外で使用するリスクに対する対策につきましては、評価書に記載のとおりです。

特に、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの2点目、システムのバックアップデータについては、サーバ内に保管されておりますが、保守委託先のSEは、データの移動等を行えるものの、データそのものの閲覧権限は付与されておりませんので、特定個人情報を閲覧することはございません。

続きまして、49ページをご覧ください。「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、現在は、特定個人情報を取り扱っていないため、委託契約書内において、特定個人情報の取扱いに関する規定は設けられておりませんが、システム改修前に契約内容を見直し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けることを予定しております。

なお、再委託については、特定個人情報の取扱いが始まった後も、行う予定はございません。

52ページをご覧ください。「8. 監査」について、毎年、総務部総務課と企画政策部情報政

策課からの依頼により、個人情報や特定個人情報の取扱いに係るセルフチェックシートによる自己点検を行っております。

また、監査対象課に指定された場合は、総務課及び情報政策課の実地監査を受けております。

「9. 従事者に対する教育・啓発」についてです。総務課や情報政策課が行う個人情報保護に関する研修の受講、また、受託事業者との契約においては、特定個人情報が含まれることをあらかじめ明示した上で、番号法等の遵守及び秘密保持に係る内容を含む契約を締結することで、委託事業者を含めた職員に対する教育や啓発を行っております。

健康推進課からの説明は、以上です。

○情報政策課長 それでは、情報政策課から本区のシステム構成、他の行政機関との情報連携について、説明をいたします。

資料第1－5号、57ページをご覧ください。

本区のシステム構成ですが、こちらの図のとおり、3層の構造となっております。

一番上の一番目が基幹系ネットワーク環境です。住民記録システムをはじめ、住民税や国民健康保険システムなど多くの住民情報を扱っている環境です。こちらでは、端末から情報の持ち出しができない設定、例えば、USB等を使用できない環境としており、住民情報の流出を徹底して防止しております。

真ん中の2番目が総合行政ネットワーク環境です。LG-WANと呼ばれておりまして、都道府県や区市町村などの地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域のネットワークです。地方公共団体情報システム機構、通称J-LISが運用しておりまして、中央省庁の広域ネットワークである政府共通ネットワークとも相互接続され、インターネットから切り離された閉域のネットワークです。

3番目が一番下のネットワーク環境です。こちらでは、インターネットの接続口を都道府県単位で束ね、24時間体制の監視を実施するなど自治体情報セキュリティクラウドを構築し、情報セキュリティの対策を講じております。

次に、他の行政機関との情報連携について、ご説明いたします。

図の中の団体内統合宛名システムにおいて、個別に保有している情報を管理し、文京区内で個人を特定できる番号として、団体内統合宛名番号が各個人に付されております。この団体内統合宛名番号をキーとして中間サーバ、情報提供ネットワークシステムを通じ、世帯の構成や所得など他の行政ラインとオンラインで情報照会・提供を行っております。

なお、情報連携の際には、個人番号そのものは使用しておりません。団体内統合宛名番号から

変換され、暗号化された機関別符号を用いております。この情報連携については、平成29年度から運用しておりまして、これまで特にトラブルなく円滑に運用を行っている状況です。

こちらからの説明は、以上です。

○内山会長 諮問第1号について、事務局からの説明が終わりました。諮問、ご説明いただいた事項等について、ご意見ないしはご質問があれば頂戴させていただきたいと存じます。挙手をお願いいたします。

堀委員、どうぞ。

○堀委員 公募委員の堀と申します。ご指名ありがとうございます。

今のご説明をお聞きして、特にシステムの運用とか、それから、必要のない情報は取らないようにしているとか、かなり精緻に運用されていることがよく分かりました。

また、システムも、ファイアウォールがしっかりされているということも、よく理解できました。少し安心できたという状況です。

私が質問したいのは1点で、今回の情報を取得する医療機関と文京区とのつながりの問題、それからアウトソースしている両備システムズへどういうデータが行っているのか、その辺の中身がよく分からない。例えば、医療機関は全部データを持っていますので、個人情報文京区へ渡すときに、その医療機関は個人情報の管理のためにどのような処理をされているのかということ、そこまでチェックをされているかどうか、逆に今度はアウトソースを出されたときに、どういう情報を文京区から入力委託先に出しているのか、個人番号も入っているのか、入っていないのか、その辺のご説明をお聞きしたいと思っております。以上です。

○健康推進課長 医療機関では、受診の際は、全て紙の診療用紙を使っております。文京区内には、小石川医師会と文京区医師会の二つの医師会がございまして、それぞれに委託契約しているものです。その医師会の中に、会員として各医療機関がございすけれども、その医療機関の中で受診した方については、紙ベースでデータがございす。各医療機関の紙ベースの情報につきましては、それぞれの医師会が取りまとめを行いまして、内容をチェックした後、文京区に紙ベースで渡されるというところです。

なお、乳がん検診と子宮がん検診は、CDでデータをもらっている医療機関もございす。

また、両備システムズにつきましては、委託先の社員の方が文京区の事務室に来て、こちらの中のパソコンを使って情報を処理していただいておりますので、そういった情報が外部に出るということはございせん。

○内山会長 堀委員、どうぞ。

○堀委員 ありがとうございます。一つ確認ですが、医療機関と区との関係性は、医師会と区が契約を結んでいて、各医療機関のデータの管理は、医師会に委託して任せているということでしょうか。以上です。

○健康推進課長 ありがとうございます。そうです。医師会と契約書を取り結んでおりますので、その契約の中に個人情報の取扱いの厳守というものもございますので、当然、医師会から各検診を請け負っている医療機関にも遵守を求めるよう、注意させていただいているというところです。

○堀委員 ありがとうございます。

○健康推進課長 すみません。ご質問の中で一つ回答が漏れでございましたけれども、マイナンバーにつきましては、医療機関等では使用されておりませんので、マイナンバーが外に出るということはございません。

○堀委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○内山会長 ほかに。後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。地域情報化研究所の後藤と申します。多摩地域の自治体で二十数年情報系の情報政策、情報システム運用の仕事をしてまいりました。

また、健康福祉分野の業務を2回、10年ほど現場の責任者も含めて経験がございます。先ほどお話があったJ-LISというところの外部の理事もやっております。

まず、冒頭でご説明をいただいた部署の方々には、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の関係でとんでもないご苦勞をしてこられたと、ご尽力をいただいたということに心より感謝をし、敬服を申し上げたいと思っております。これからもどうぞよろしく願いいたします。

その上で、本日の諮問事項の関係で2点質問と確認をさせていただきたいと思っております。内容そのものについては、大変よく整理をしてご説明をいただきました。よく理解もできたと思います。それから、ほかの多くの団体でも同様の業務を同じように、このような形で特定個人情報保護をやっていると、その水準をきちんと満たしておられると拝見いたしました。そのことも含めて申し上げておきたいと思っております。

質問の1点目は、これは諮問と少し離れる部分なのですが、がん検診に関連して、確か厚生労働省ががん患者の国全体のデータベースを作っていると理解をしております。ただ、私も不勉強で、国が作っているがん患者のデータベースについて、医療機関や自治体からどういう形で情報が伝わっているのかなど、その辺りがまだきちんと勉強できておりません。自分が勉強していないことを聞くのは大変失礼ですけれども、この辺りも本日この場でなくても結構ですので、具体的に、特に文京区役所から国に情報提供があるのかどうか、あるとすれば、どういう形でどうい

う情報を伝えておられるのかということ、教えていただけると有り難いと思います。そういうことは、一切やっていないということであれば、もちろんそれはそれで結構です

それから2点目です。これもがん検診に関係しますが、一昨年だったでしょうか、岐阜県内の自治体で大変不幸な事例がございました。がん検診の結果を自治体で情報入力をする際に、職員の二人が相互でチェックをしながら入力をするというルールを作っていたところ、ある職員の方がそのルールを守らないで、自分一人で入力し、確認をしたということで済ませて、結果を住民の方に連絡をしたのですけれども、その際、要精密検診の方を見落として、異常なしという形で入力をしてしまったと。結果的にその方は、がんの発見が遅れて、不幸な結果に至ったという事案がございました。遺族の方が検診も受けていたのにどうしてなのかと質問をされたということで、結果的にそのことが分かったという不幸な事案がありました。日々の運用のところで、きちんと適切に情報を記録し、利用するということはとても大事ですので、この辺りの動きは、特定個人情報保護評価書の中ではなかなか見えにくいところですので、現場の所管の方のご認識あるいはご見解を伺えればと思っています。以上です。

○健康推進課長 健康推進課長の渡部です。ご意見ありがとうございます。

まず、国におけるがん検診の登録データの件ですけれども、結論から申しますと、区が直接国にデータを送っているということはありません。医療機関が都道府県を通じて、都道府県で取りまとめたものを国に送るという事は行っているかと思えますけれども、がん登録自体は、厚生労働省ではまだ立ち上げたばかりということで、今後、こういった形でシステムを構築していくか、こちらでもまた注視してまいりたいと思っています。

それから、がん検診の入力ミスというところで、確かに検診を扱う側におきましては一番重要な問題です。先ほども申し上げたとおり、検診結果の入力作業を行うというところにつきましては、派遣職員が行いますが、区役所の事務室で担当の保健係の隣の席に二人座りまして、そこで入力して、当然ながらダブルチェックを行っておりますし、横に職員がおりますので、何か問題がございましたら、職員が直接対応をするなど、当然新しくいらっしゃった方につきましては、職員からダブルチェックの徹底、それから、入力ミスを行わないようにということで、その辺の入力を確実に行うこと、またそこで個人情報の取扱いについても遵守するということをしっかりと伝え、ミスを行わないような対応をとっているところです。

○後藤委員 ありがとうございます。国でのがん患者のデータ収集については、これから厚生労働省でも適切な措置はきちんと取って行くと思っておりますが、基礎自治体である文京区も、よくアンテナを張っていただいて動向をチェックしていただく、あるいは逆に集積されたデータ

について、今度は文京区として、どうデータを活用していくのかということについてもご検討されていくと思いますので、是非どうぞよろしく願いいたします。

それから2点目のことについても、大変安心いたしました。データの入力は、委託されているということですが、是非職員の方々あるいは管理職の方々が折に触れてルールをきちんと守っているか、ちゃんとやっているかというような形で、お声を掛けていただくよう心掛けていただけると有り難いと思っております。以上です。ありがとうございました。

○健康推進課長 よろしいでしょうか。ご意見ありがとうございました。

データの方に関しまして、1点、文京区では、受診された方への受診結果につきましては、医療機関から直接お話をさせていただいているところです。そのところで医療機関が伝えることを間違える可能性というのはゼロではないですが、医療機関、医師会とは年に何度も打合せ等を行っております、その中でもそういったことが起こらないようにと、周知徹底するようにと話をしております。

○後藤委員 ありがとうございます。よく理解ができました。ありがとうございました。以上です。

○内山会長 杉原委員、どうぞ。

○杉原委員 杉原です。今の件につきまして、1点質問させていただきたいのですが、そもそも、紙ベースでの作業があるから医師会を通して区に渡す移送のリスクがある。そして、区で派遣社員の方が入力作業を行う、入力ミスリスクがある。これは、今すぐということではないと思いますが、いわゆるデータ化、データによる移送ということで、紙をできるだけ無くしていきましょうという国全体の動きがあるかと思えます。文京区におきまして、デジタルトランスフォーメーションというほどのことでもないと思いますが、今後の計画として、医療機関からのデータによる受渡しというような計画など、何かございますか。

○健康推進課長 健康推進課の渡部です。ご意見ありがとうございます。

まず、医師会や医療機関との受渡しは、紙ベースで行っているところです。ご存じのとおり、国で電子カルテを含めた医療情報の電子化ということを進めているところではございますけれども、一つ大きな問題としては、各医療機関で扱っているシステムがばらばらで、なかなか統一が取れない、それによってデータ収集のシステムが構築できないというようなジレンマもありまして、それをいかに克服していくかということで、今、国が中心に行っているところです。現在、区においては、まだ紙ベースで行っているというところまで、特に大きな動きはございませんが、国の動向を注視しながら、電子化につきましては引き続き調査、検討を行いたいと考えてお

ります。

○杉原委員 ありがとうございます。

○内山会長 どうぞ。

○健康推進課長 先ほど申し上げましたけれども、乳がん検診と子宮がん検診につきましては、医療機関等からCDでデータをもらっておりますので、付け加えさせていただきます。

○杉原委員 了解いたしました。

○内山会長 ほかに、ご質問はございますか。

○総務課長 二瓶副会長が挙手されております。

○内山会長 二瓶副会長、どうぞ。

○二瓶副会長 区民の方には、これからはご自身の非常にセンシティブな医療情報が文京区に提供されるということ、どのように周知されるご予定が教えていただければと思います。

○健康推進課長 情報連携についてということですか。今回、全体的な国の動きでもございますので、システム改修等に当たって、今後こういった形で変わりますということは、区民の方々に対して、ホームページなどいろいろなもので情報提供していきたいと思っております。

○内山会長 よろしいですか。

○健康推進課長 申し訳ございません。追加でお願いいたします。

先ほどお話ししたとおり、今後は、各自治体からもデータが来ることとなりますけれども、例えば、文京区外の自治体からデータ等を受け取る場合につきましては、本人同意を取る運用も検討しておりますので、そのように対応いたします。

○内山会長 そうですね。関連して、私からも質問させていただきたいと思いますが、受診された区民の方々は自己情報について、全て知ることができるようになるのですか。がん検診でがんかどうかということは、もちろんご本人に通知するのでしょうかけれども、内容が多岐にわたって記載されているようなので、その進行度ですとか、例えば、がんでもう末期症状だということまでご本人に知らされるということがあり得るのかどうか。今までは、ご本人の精神状態を見ながら医療機関が適切な説明を行っているのと承知しておりますが、そのような配慮なしに自分の情報が全部見られてしまうということで、何か問題はないのかと危惧しているのですけれども。

○健康推進課長 まず、情報の内容について、添付した資料にはかなりの数の項目が載っているかと思っておりますけれども、実際、区民の方々にお伝えするものにつきましては、この中から必要最小限の情報になります。そのため、資料にある項目が全て開示されるというわけではございません。

また、がんの症状につきましては、医師からレベルごとに伝達するというようになっております。

新しくなるシステムにつきましても、今度は、区の中で直接住民の情報を見られるということで、今までも検診結果につきましては紙ベースで患者さんにはお渡ししているところですので、それを見てということになります。実務上においても必要最小限の項目で行うということです。

がんの症状につきましては、医師から患者にお伝えした後、今後の治療の方法等について、その医療機関と患者で話し合っ決めていくということですので、結果に応じてその患者に寄り添った形の対応をさせていただくことで、なるべく区民の方々の不安を取り除くという方向で進めております。

○内山会長 ありがとうございます。

よろしければ、この辺で結論をまとめさせていただきたいと存じます。今までの各委員からのご質問では、事業を推進するに当たっての疑問点ないしは注意していただくべきこと等のご指摘をいただきました。しかし、この評価書における評価そのものの結果につきましては、適切でない、修正すべきであるといったご意見はなかったかと存じますので、重点項目評価書の記載自体は相当であるという結論にさせていただきたいと存じますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○内山会長 ありがとうございます。全員のご賛同をいただいたということで、後ほど答申の内容については、整理させていただきたいと存じます。

○総務課長 この後、答申内容の整理に入ろうかと思っております。所管課の職員は、ここで退席をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○内山会長 退席をするということですが、ここから先は所管課の方々のご意見は伺えなくなるということになります。それでは、ご退席をよろしくお願いたします。ご苦労さまでございました。

○健康推進課長 ありがとうございます。

(所管課退室)

○内山会長 それでは、諮問について、答申案のご審議をいただきます。

案文を用意してございますので、事務局からその案文について、画面共有をしながらご説明をいただきます。

○総務課長 画面共有は、よろしいでしょうか。ご覧になれますか。

○内山会長 はい。

○総務課長 会長、私から一旦読み上げさせていただく形でよろしいでしょうか。

○内山会長 頭書きの部分はよろしいですから、答申の内容のところからお願いいたします。

○総務課長 かしこまりました。

それでは、答申案につきまして、読み上げさせていただきます。

「1 諮問事項」です。健康増進法による健康増進事業に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について

「2 審議会の結論」です。本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

「3 理由」です。(1) 適合性について、当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、10万人以上30万人未満となっており、取扱者数は500人未満である。

また、評価実施機関において過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は、重点項目評価の対象である。

また、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっているとともに、評価の実施時期、実施主体等についても、指針に適合したものとなっている。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について、当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものと評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。

以上です。

○内山会長 ありがとうございます。

評価書の評価につきましては、このように答申することをご提案させていただきます。

なお、事業の実施について、各委員からご意見、ご質問がありましたけれども、事業の実施につきましては、そのようなご意見も踏まえて、適切に異論なく進捗をしていただくようお願いするという事にいたしますが、答申でそのことについて触れることはございません。

さて、このような答申案文を提案させていただきましたけれども、何か修正する点等について、ご意見等があれば伺わせていただきたいと思います。

○後藤委員 よろしいでしょうか。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 後藤です。度々すみません。私の聞き漏らしがあったかもしれませんので、教えていただきたいと思えます。

今回の諮問については、そもそも重点項目評価等の第三者点検をこの審議会自体が行うという立て付けなのかどうかということについて、もう一度確認をさせていただきたいと思えます。本審議会において第三者点検を行って、その内容が適切であるというふうに認めるということであれば、この答申文中での書きぶりが若干変わるのかなと思ったものですから、気になりましてご質問申し上げました。些末なことで大変恐縮ですが、教えていただければと思えます。

○内山会長 総務課長、どうぞ。

○総務課長 今回の重点項目評価につきましては、本来は第三者点検を要しないものとなっております、義務付けられているものではございません。ただ、文京区の場合は、これまでも第三者点検を行った上で公表するという流れで皆様のご協力をいただいております。そのため、今回も第三者点検を行っていただきますけれども、義務付けられたものを実施したということとは位置付けが異なるものになります。以上です。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 後藤です。ありがとうございます。

私がお伺いしたかったのは、この第三者点検については、審議会の下に別の検討会を設けて第三者点検を行った結果を審議会に報告をし、その内容を承認するという立て付けで行っているところもございませぬ。文京区も、以前はそういうスタイルであったかと思えます。私も、最初はそこで入らせていただきました。今回は、この審議会において第三者点検を行ったという形なのかどうか確認したかったので、お尋ねをいたしました。

○内山会長 総務課長、どうぞ。

○総務課長 説明が分かりにくくて、すみません。委員のお尋ねの件につきましては、この審議

会において第三者点検を行ったという立て付けです。

○後藤委員 ありがとうございます。そのように改めて理解をいたしました。

答申案文の書きぶりが気になったので申し上げたのですが、画面表示していただいてよろしいですか。

「2 審議会の結論」として、「評価が適切に行われているものと認められる」という書きぶりのところが、場合によっては、その評価自体を別のところが行っていて、それを審議会が話を聞いて適切に行われていると認められるというニュアンスに取れるかなと思ったものです。ここはなかなか難しいのですが、「基づき評価を行い、内容が適切であると認める」と、表現が変わるのかもしれないと思ったものですから、申し上げました。

これは、会長と事務局の方にお任せをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○内山会長 この評価書自体は、区長が作成する。つまり、自己評価をするわけですね。その区長が評価したことについて、当審議会がその評価の記載どおりでよろしい、不適切な記載部分はないというものがこの答申の内容ということになるかと思えます。ご意見はあろうかと思えますけれども、結論自体は、区長の評価は適切であるというのが第三者点検としての当審議会の意見ということになろうかと思えますので、ご了解いただけたらと思えます。

○後藤委員 ありがとうございます。今、会長からおっしゃっていただいて、私も腑に落ちました。会長のおっしゃるとおりだと思います。私がむしろ理解を間違えていたと思えました。大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○内山会長 重要なお発議をいただいてありがとうございます。今後もそのようをお願いしたいと思えます。

答申について、そのほか修正等を必要とするご意見はございますか。

(意見なし)

○内山会長 では、再度ご意見を頂戴させていただきたいと存じますが、この答申案文のとおり答申するということについて、賛成の委員の方々は、挙手をいただきたいと思います。お願いいたします。

(全員挙手)

○内山会長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、この答申文のとおり答申するということに決定させていただきます。ありがとうございました。

時間が長くなりましたけれども、続きまして諮問第2号について、ご審議をいただきます。

まず、所管課の職員にご入室をいただきます。お願いいたします。

○総務課長 諮問第2号について、説明のため、所管課の職員が同席いたしますので、私から紹介させていただきます。

予防対策課新型コロナウイルス感染症対策担当の野苺家課長です。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長 野苺家です。よろしくお願いいたします。

○総務課長 先ほどと同様、情報システムの所管課から、日比谷情報政策課長です。

○情報政策課長 引き続きよろしくお願いいたします。

○総務課長 それでは、私から諮問書に基づきまして、簡単に諮問案件についてのご説明をさせていただきますまして、所管課から重点項目評価書についての説明を併せて行うという流れで行わせていただきます。

まず、資料の139ページをご覧ください。諮問書の写しでございます。諮問の趣旨4行目からです。予防接種法による予防接種の実施等に関する事務について、予防接種法及び番号法の一部改正に伴い、既存の予防接種事務に加えて新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録の管理等を行うこととなり、特定個人情報の取扱いが新たに生じることになりました。しきい値判断の結果、新たに重点項目評価書を作成することとなったため、その適合性及び妥当性について貴審議会のご意見をお伺いするものです。

それでは、所管課から重点項目評価書の詳細について、説明をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 改めまして、新型コロナウイルス感染症担当課長の野苺家と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報保護評価について、ご説明をさせていただきます。

予防対策課からは、事務の流れ、特定個人情報の取扱い、リスク対策についてご説明いたします。

なお、他自治体との情報連携に関する記載内容につきましては、先にご審議いただいた健康増進法による健康診査事業の実施に関する事務と同様の記載内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。資料141ページをご覧ください。

評価書名は、予防接種法による予防接種の実施等に関する事務、担当部署は予防対策課です。評価実施機関名は、文京区長となっております。

なお、評価書内にセキュリティ上のリスクがある部分はないため、非公開とした部分はありません。

続いて、資料142ページの「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」をご覧ください。

本事務は、番号法が施行した平成28年1月から個人番号を取り扱っておりますが、この度、予防接種法及び番号法の改正に伴い、乳幼児の各種ワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチン等の既存の予防接種事務に加えて、新たに新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についても、個人番号利用事務の対象となりました。

特定個人情報保護評価は、原則、特定個人情報ファイルを保有する前に行うこととされておりますが、今般の新型コロナウイルスワクチンの接種事務については、まん延防止のため迅速な事務処理が必要であることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定による緊急時の事後評価の適用対象になるものとして国から見解が示されております。実務としては、令和3年4月からワクチン接種記録システムの運用が開始され、個人番号とともに新型コロナウイルスワクチンの接種記録を管理しておりましたが、業務負担等の都合により、この時点での評価の実施となったものです。

各種予防接種の履歴は、区のシステムである予防接種記録照会システムにて管理しております。新型コロナウイルスワクチンの接種履歴につきましては、予防接種記録照会システムのほか、国が提供するワクチン接種記録システムにおいても管理しております。

個人番号の利用や情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠等については、「②法令上の根拠」に記載のとおりです。令和4年6月からは、情報連携ネットワークを利用した新型コロナウイルスワクチン接種履歴の自治体間での情報連携が開始されるため、情報連携に係る根拠法令も含んだ記載内容となっております。

なお、情報提供ネットワークシステムを介した情報提供に係るシステム改修は、令和4年1月頃に行うことを予定しております。

143ページ「II しきい値判断項目」をご覧ください。

従来予防接種事務では、対象となる人数が10万人未満であったため、基礎項目評価のみの実施でしたが、新型コロナウイルスワクチン接種事務は、予防接種法附則第7条第2項の規定により同法第6条第1項の規定による臨時の予防接種に該当し、国主導の下、市区町村において接種事務が行われるものであり、法令上の対象者は、住民全員となっております。令和3年4月1日現在の文京区の人口は、22万6,653人であることから、対象人数は、10万人以上30万人未満となります。

「2. 取扱者数」については、予防対策課感染症対策担当の常勤職員が38人、会計年度任用職員が18人、また、全庁的な流動体制により、予防対策課以外の職員がワクチン接種記録シス

テムを操作する場合がありますため、流動職員が38人、計94人が特定個人情報を取り扱っておりますので、取扱者数は、500人未満となります。

「3. 重大事故」については、過去一度も発生したことはありません。

以上のことから、しきい値判断を行ったところ、基礎項目評価及び重点項目評価の実施となったものです。

続きまして、重点項目評価書の内容についてご説明いたします。

資料153ページ「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」をご覧ください。

システムごとの機能を中心にご説明いたします。

まず、予防接種記録照会システムについてですが、システムにおいて予防接種対象者の抽出作業を行い、予診票を発行し、対象者へ送付いたします。

また、接種履歴の照会、接種結果の登録、委託料の計算、国等へ報告する統計資料の作成を行っております。

システム2の中間サーバプラットフォーム及びシステム3の団体内統合宛名システムに係る記載内容は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務と、おおむね同様になります。

システム4のワクチン接種記録システムについて、資料154ページをご覧ください。

先ほど簡単に触れたとおり、ワクチン接種記録システムは、自治体間での接種履歴の照会や、様々な問合せへの対応等事務の円滑化を図ることを目的として、国において開発されたものです。

なお、システムは、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク、いわゆるLG-WANを使用していることから、他システムとの接続はございません。

155ページに記載のある内容は、先ほどご説明した基礎項目評価書と、同様になります。

続きまして、特定個人情報ファイルについて、ご説明いたします。資料157ページをご覧ください。

予防接種に係る記録については、全て予防接種記録ファイルとして管理しております。

対象となる本人の範囲は、予防接種法等に定められる予防接種の対象者であり、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者は、法令上では住民全員であるため、対象となる本人の数は、10万人以上100万人未満となります。

予防接種記録ファイルに記録される項目については、個人番号や基本4情報のほか、問診票等で収集した健康・医療関係情報、費用負担の有無を確認するために生活保護関係情報を保有して

おります。具体的なファイル記録項目については、資料163ページに記載しております。

158ページをご覧ください。「3. 特定個人情報の入手・使用」について、問診情報等については本人から、住民記録情報については戸籍住民課から、前住地での接種結果については他自治体やワクチン接種記録システムから、区の予診票を使用して予防接種を行った場合の接種記録については予防接種実施医療機関から入手しております。

「④使用の主体」ですが、使用者数について、10人以上50人未満と記載しておりまして、作成時点では予防対策課職員のみで算定をしておりましたが、流動職員もワクチン接種記録システムにて接種記録の登録等を行っているため、50人以上100人未満に修正させていただきます。

具体的には、「⑤使用方法」に記載のとおり、対象者の接種履歴の管理や転入出者の接種履歴の突合を行うことにより、予防接種の実施から結果管理までの記録を正確に行うものです。

資料159ページをご覧ください。「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、特定個人情報が委託内容に含まれる契約は、2件です。

予防接種記録照会システムの保守・改修業務について、システムの開発事業者である両備システムズへ委託しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システムの使用に当たり、特定個人情報ファイルの管理について、国がミラボ社へ委託しております。区は、国とミラボ社の契約について同意することで、ワクチン接種記録システムを使用しております。

いずれの契約も、再委託は行っておりません。

資料160ページをご覧ください。「5. 特定個人情報の提供・移転」について、番号法に基づく情報提供を2件行っております。

一つ目として、ワクチン接種記録システムに記録している新型コロナウイルスワクチンの接種履歴についてです。他自治体へ転出した者について、転出先自治体から文京区での接種履歴の照会があった都度、提供しています。本来、個人番号を用いた情報の提供は、情報提供ネットワークシステムを介して行われるものですが、新型コロナウイルスワクチンの接種履歴については、番号法第19条第16号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当するものとして、ワクチン接種記録システム間で情報の照会・提供を行っております。

二つ目として、各種予防接種の記録について、番号法第19条第8号（別表第2に規定されている事務による照会）の規定により提供ができるとされている情報を他自治体等から照会があっ

た都度、情報提供ネットワークシステムを介して提供しております。

資料162ページをご覧ください。「6. 特定個人情報の保管・消去」について、文京区では、予防接種記録ファイルを磁気ディスクで複製しており、サーバ室に保管しております。サーバ室への入室は、入退室カードの利用申請を行った上で、カードを用いて入退室を行います。

また、サーバ室内は、防犯カメラによって記録しております。バックアップデータについては、データセンターにて保管しております。

ワクチン接種記録システムにおける追加措置といたしまして、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した運用がなされており、情報セキュリティの国際規格を取得しております。

また、クラウドサービスを利用しており、暗号化処理や特定個人情報にアクセスできないような制御等のセキュリティ対策が講じられております。

続いて、「Ⅲ リスク対策」についてご説明いたします。資料165ページをご覧ください。

まず、「2. 特定個人情報の入手」におけるリスク対策について、対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容として、最新の住民情報を管理している既存住基システムより情報の移転を受けており、基準日時点で文京区に住所を有している対象者について、対象外の住民に対する情報入手が発生しないよう、転入届の届出期限である14日を経過した頃に対象者を抽出しております。

次に、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容として、予防接種記録システムにおいては、予防接種業務に必要な情報のみが取り込まれる仕様となっております。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置として、転入者本人から個人番号を入手する際は、番号法に基づいた厳格な本人確認を行うこと、また、前住所地への照会に当たり、本人同意を取得することで、対象者以外の情報の入手を防止しております。

さらに、ワクチン接種証明書の発行は、接種証明書発行を希望する人からの交付申請があった場合のみとし、番号法に基づいた本人確認処理を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止しております。

その他のリスクに対する措置として、予防接種記録システムの利用は、ユーザIDによる識別、パスワード認証及び生体認証を必要としております。

また、個人番号については、管理者権限を持つ一部の常勤職員を除いて、システムの画面上では非表示設定とする対策を取っております。

また、ワクチン接種記録システムにおける追加措置として、ログインには国から配付された端

末及びユーザIDを使用すること、他の自治体のデータベースにはアクセスできないこと、暗号化された通信回線を使用すること等の措置が取られております。

166ページをご覧ください。「3. 特定個人情報の使用」について、予防接種記録システムが稼働するLANは、インターネットや情報系LANとネットワークが分離しており、外部から侵入できません。

また、ワクチン接種記録システムにおける追加措置として、新型コロナウイルスワクチンの接種業務は、大学病院や区内の医療機関等において実施しており、接種会場にタブレット端末を配付し、タブレット端末へ直接接種履歴を記録する運用としておりますが、タブレット端末から個人番号にはアクセスできないような制御を行っておりますので、医療機関等で個人番号を取り扱うことはございません。

その他の措置の内容として、予防対策課では、特定個人情報へのアクセス及び操作ログの記録を行っております。毎月、アクセスログを確認し、不正なアクセスや利用が行われていないか、確認を行っております。

167ページをご覧ください。「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、委託契約書において、特定個人情報が含まれる契約であること、また、事故発生時の区への報告義務や区の条例の遵守について明記しております。

168ページから171ページまでの記載内容は、既にご説明した内容と重複しますので、割愛させていただきます。

172ページをご覧ください。「8. 監査」について、毎年、総務部総務課と企画政策部情報政策課からの依頼によりまして、個人情報及び特定個人情報の取扱いに係るセルフチェックシートによる自己点検を行っております。

また、監査対象課に指定された場合は、総務課及び情報政策課の実地監査を受けております。

「9. 従事者に対する教育・啓発」について、総務課や情報政策課が行う個人情報保護に関する研修等の受講を推奨しております。

予防対策課からの説明は、以上です。

○内山会長 情報政策課からの追加説明はありますか。

○情報政策課長 諮問第1号と同様ですので、追加の説明はございません。

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第2号についての説明が終わりました。諮問第1号と同様、各委員からのご質問、ご意見を頂戴させていただきます。

私から質問でも意見でもありませんが、この評価書自体の対象事務は、新型コロナウイルス関連の予防接種事務だけではなく、全ての予防接種事務についての評価ということでよろしいでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 新型コロナウイルスワクチン接種事務を含む全ての予防接種事務が対象です。

○内山会長 ありがとうございます。そのことを前提に、ご質問、ご意見を頂戴させていただきたいと存じます。

(質疑なし)

○内山会長 では、先ほど後藤委員からもご発言がございましたけれども、新型コロナウイルスの関連事務は、予防対策課だけではなく、保健業務を行う各職員の方々、大変なご苦勞をされていることと思いますけれども、私からも御礼を申し上げさせていただきます。

その上で、区長が行いました重点項目評価書の評価自体には不適切な記載等がないということで、諮問第1号と同様、適切であるという評価をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○内山会長 それでは、所管課の職員は退席をしていただくということになりましょうか。

○総務課長 所管課の職員は、退席させていただきます。

○内山会長 ご苦勞さまでございました。

○新型コロナウイルス感染症担当課長 ありがとうございます。

(所管課退室)

○内山会長 それでは、諮問に対する答申について、ご審議をいただきます。

用意されている案文について、事務局からご説明をいただきます。画面共有をお願いいたします。

こちら案文の「1 諮問事項」から、ご説明をいただきます。

○総務課長 かしこまりました。それでは、私から読み上げさせていただきます。

「1 諮問事項」です。予防接種法による予防接種の実施等に関する事務における重点項目評価書の第三者点検について

「2 審議会の結論」です。本件諮問に係る特定個人情報保護評価書については、個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められる。

「3 理由」です。(1) 適合性について、当該事務について取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数は、10万人以上30万人未満となっており、取扱者数は500人未満である。

また、評価実施機関において過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故は発生していないため、しきい値判断に誤りはなく、当該事務は、重点項目評価の対象である。

また、文京区長が実施主体として、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、具体的に記載したものとなっており、特定個人情報の指針に適合したものとなっている。

評価の実施時期については、原則、特定個人情報ファイルを保有する前とされているが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、まん延防止のため迅速な事務処理が必要であったことから、評価を事前に実施することが困難であったとして特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定による事後評価となったことはやむを得ないものと認められる。

なお、評価書上にセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、評価書の全てを公表することとしている。

(2) 妥当性について、当該評価書の事務内容の記載により、事務の内容や特定個人情報の流れについて理解できるものとなっており、当該事務の実態に基づき、特定個人情報の入手、使用、委託、提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去といった特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスクを適切に特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。

また、その措置についても、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び区民の信頼確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものとして評価することができる。

したがって、「2 審議会の結論」のとおり判断する。

以上です。

○内山会長 ありがとうございます。答申案文を読み上げていただきました。

修正等、何かご質問でも結構ですが、ご発言があれば頂戴させていただきます。

(意見なし)

○内山会長 よろしいでしょうか。

それでは、確認させていただきたいと存じますが、先ほど重点項目評価書の中で、情報を取り扱う職員の数について、10人以上50人未満を50人以上100人未満とすると、評価書を修正するというご説明をいただきました。各委員のお手元にはその修正後の評価書はお届けしてお

りませんけれども、説明をいただきましたように、50人以上100人未満の職員が取り扱うということで評価書が作成されることを前提として、この答申を行うということにさせていただきたいと存じます。各委員に修正後の評価書はお届けいたしません、ご承知いただきたいと思います。

その上で、答申案文について改めて各委員からのご意見を頂戴させていただきたいと存じます。答申案文について、賛成の委員の方々は、挙手をいただきたいと思います。お願いいたします。

(全員挙手)

○内山会長 ありがとうございます。全員の賛成が得られたということですので、先ほど読み上げていただきました答申文をもって答申の内容とさせていただきます。

以上、諮問2件についてのご審議をいただきました。こちらで本日の予定は終わりですが、最後に何か事務局からご発言等はございますか。

6 その他

○総務課長 本日は、ご審議いただきまして、ありがとうございます。

私から今後の審議会の予定について、お話させていただきたいと存じます。

事前にお知らせさせていただいておりますが、第2回の審議会を11月2日(火)午後2時から、本日同様オンラインにて開催させていただきます。ZoomのミーティングIDやパスワード等につきましては、今回同様、開催前日までにお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、事務局でメールアドレスを把握している方につきましては、メールでお送りしておりますけれども、郵送等でご連絡した方で、メールによるご連絡を希望される方がいらっしゃいましたら、招集通知に記載されている総務課のメールアドレス宛てにメールを頂戴できれば、そちらのメールに返信させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

7 閉会

○内山会長 ありがとうございます。それでは、本日の審議会は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。